

なお、実施に際しては、道路管理者が行う事業と合わせた総合的な対策とすることで、より高い効果が期待されるところであるので、道路管理者との連携を密にすること。

3 「ゾーン30」の活用

生活道路における交通安全対策については、「ゾーン30の推進について」（平成23年9月20日付け警察庁丙規発第21号）に基づき「ゾーン30」を推進中であるが、通学路は生活道路を利用している場合も多いと考えられるところ、生活道路への通過交通の流入抑制と走行速度の低減を図ることは、学童等の交通安全を図る上でも有効と認められることから、道路管理者と連携し、地域住民、学校等の理解と協力を求めて「ゾーン30」を積極的に推進すること。

4 留意事項

(1) 通学路対策としての交通規制の積極的な広報

通学路対策として新たに交通規制を実施する場合は、地域住民を始めとする道路利用者に対する周知が重要であることから、地元自治会の回覧板等だけでなく、自治体等の広報紙(誌)、警察の広報媒体等を活用した積極的な広報を行うとともに、緊急合同点検に基づく通学路対策として行うものであることを報道発表するなど、通学路の安全確保に向けた交通規制の定着化を促すための広報を実施すること。

(2) 通学等の実態に即した交通規制の見直し

通学路関連規制は、規制の時間及び曜日を限定したものが多いが、その規制時間等については、学校の始業時間等を基準として登下校やクラブ活動の実態などに応じて適切に設定する必要がある。

したがって、学校関係者との緊密な連携により通学等の実態を把握した上で、規制時間が適切なものか、又は当該学校が土曜日が休校日であるにも関わらず日曜・休日のみを除く規制となっていないか等を確認し、合理的な交通規制となるよう見直しを図ること。